

## 一関市市有林を活用したJークレジット販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、一関市が一関市市有林で取得したJークレジット（以下「Jークレジット」という。）を、カーボン・オフセット等に取り組む事業者等に販売することに関して必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第2条 Jークレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）の募集は、ホームページ等により行うものとする。

2 募集に当たっては、一関市が保有する数量の範囲内で複数回に分けて行うものとし、ホームページ等に販売できる数量等を公表する。

(販売単価、販売数量)

第3条 Jークレジットの販売単価は、二酸化炭素1トン当たり（以下「t-CO2」という。）12,500円とする（消費税額及び地方消費税額を除く）。

2 購入が複数年や一定規模以上となる場合等については、前項の価格によらず、第6条の規定により、連携協定を締結することができるものとする。

3 販売数量は、市が保有する範囲内で行うものとし、ホームページ等に販売可能量を公表する。

4 販売単位は、1t-CO2とする。

(購入の申込み)

第4条 Jークレジットの購入希望者は、市が指定するシステムに必要な事項を入力する方法により、市に申込みするものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体を対象外とする。

- (1) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不当利益処分を受けている法人その他の団体等
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある法人その他の団体等
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人その他の団体等
- (4) 法令又は公序良俗に反する法人その他の団体等
- (5) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体等
- (6) その他、本事業の適切な実施ができないと認められる事業者、団体等

3 市長は、第1項による申込みがあった場合は、購入希望者に対し、Jークレジットの使用に必要な資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査のうえ、先着順により購入者を決定する。

2 市長は、前項の規定により購入者を決定した場合は、決定した購入希望者に書面等により通知するものとする。

(連携協定)

第6条 市長は、Jークレジットの長期安定取引契約を行うとともに、本市との協議により連携事業等を検討し、購入が複数年かつ一定規模以上となる場合等においては、

購入者と売買に係る連携協定を締結することができるものとする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、J-クレジットの売買代金を、市長が別に定める期日までに、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

(J-クレジットの移転、無効化)

第8条 市長は、購入者から売買代金の納入を確認した後、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱に基づく制度管理者が管理するJ-クレジット登録簿システムにおいて、市の保有口座から購入者が保有又は指定する口座へ販売したJ-クレジットの移転手続きを行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、市長がJ-クレジットの無効化を行うものとする。

3 市長がJ-クレジットの無効化を行った場合は、市長が無効化通知書の写しを購入者に送付するものとし、購入者が無効化を行った場合は無効化通知書の写しを市長に送付するものとする。

(証明書の発行)

第9条 市長は、第5条の契約に基づくオフセット内容及びオフセット量の証として、購入者に対し、前条の移転又は無効化手続き完了後に証明書(様式第1号)を発行するものとする。

2 10 t-CO<sub>2</sub>以上の購入者で希望する者には、記念品を授与する。

(裁判管轄)

第10条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、岩手県一関市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年11月26日から施行する。

(様式第1号)

(第9条関係)

# 証 明 書

購入者 様

貴社は一関市市有林における森林経営活動プロジェクトで取得したJ-クレジットを  
購入することにより、一関市の森林づくりに貢献されたことを証します。

購入数量 t-CO2

令和 年 月 日

岩手県一関市長 佐藤 善仁